

2012年度勤労者福祉の充実・強化に関する

要 請 書

2013年3月6日

財団法人 鳥取県労働者福祉協議会

2012年度労働者福祉の充実に関する要請書(財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

要請事項	担当部局	回 答
1. 労働者福祉運動・事業との連携・支援について		
(1) 鳥取県労働者福祉協議会(以下、鳥取県労協)は、地域労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて諸活動を展開しています。 今後とも、活動の推進のため引き続き財政の支援をいただきます。	・商工労働部(雇用人材総室労働政策室)	鳥取県労働者福祉協議会補助金として労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところであり、引き続き支援を行うと共に、活動への協力と連携の強化に努めたい。
(2) 現在、鳥取県を行う中小企業労働相談所「みなくる」の事業運営については労協が受託運営していますが、県内への周知について積極的な広報の支援を強化していただきたい。	・商工労働部(雇用人材総室労働政策室)	鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)は、複雑化、多様化する労働・雇用相談に対応(平成24年度の相談件数は2,603件(1月末現在))し、加えて平成24年度は12月18日に「三洋電機CEBU・日立金属等離職者労働相談窓口」をみなくる鳥取に開設、12月29日(土)、30日(日)両日にはみなくる鳥取で年末相談を実施するなど、引き続き厳しい雇用情勢の中で、健全な雇用・就労を実現するための重要な役割を果たしていると考えている。 同相談所の運営については、安定的でかつ県民の目線に立ったサービス情報(毎月第一土曜日の開所など)を提供するためにも、新聞・ラジオCM・県政だよりなどの県関連広報媒体を利用して、引き続き県民への周知を図っていく予定である。
2. 消費者教育の推進に関する要請について		
(1) 消費者教育の推進に関する法律が成立し、今後消費者教育基本方針が策定されます。 消費者教育推進計画の策定に当たり、地域での協議会の設置では労働者代表を参画されたい。	・生活環境部(消費生活センター)	平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律で、県は消費者教育推進計画を定めるよう努めることとされ、その際は消費者教育推進地域協議会の意見を聴くこととされている。今後、国から基本方針が示され、本県で協議会を設置して計画を策定する場合には、消費者、事業者、教育関係者はもとより、幅広く関係者の参画を求め、その意見を反映するよう努めたい。
(2) 2010年6月に改正貸金業法が完全施行となり、グレーゾーン金利撤廃や総量規制導入により多重債務問題は改善に向かっている。利息制限法及び出資法の上限金利の引き上げ、総量規制撤廃等の再改正の動向に対して十分な監視と改悪とならないよう地方からの提言を行うよう要請します。	・商工労働部(経営支援室) ・生活環境部(消費生活センター)	貸金業法等における借入金の総量規制や上限金利は、貸金業者の適正な業務運営の確保及び資金需要者等の利益保護の観点から重要な問題と認識。ただし、貸金業法の再改正については、これまでに政党内の議論や政策集への記載等はあるものの、政府における具体的な議論には至っておらず、今後の動向を注視することとしたい。 消費生活センターに寄せられる多重債務相談件数は減少傾向にあり、改正貸金業法の完全施行がその一つの要因であると認識している。一方で、相談の内容は複雑化、深刻化してきており、今後の法改正により現在の多重債務問題が悪化する懸念があれば、国へ改正を再考するよう要請することも検討したい。
(3) 高校生の社会人前教育として、働く前のルール解説、金銭トラブル防止のための教育等について、県内高校における取り組み状況を検証し、未実施高校での取り組みの促進を図られたい。	・教育委員会(高等学校課)	高校生の社会人前教育については、その重要性について十分認識しており、各学校に対して取組の一層の推進を促すとともに、必要な情報を提供しているところである。 具体的には、従来のキャリア教育に加え、社会や職業に関する学習テーマから各学年の発達段階に応じ、講義、演習、ワークショップ等を県立高校で実施する「宅配とっとりキャリア塾」という事業を本年度から実施しているほか、来年度からは、模擬投票、法や金融等の専門家による出前授業を行う「生徒と社会がつながる教育推進事業」を実施する予定である。 また、今年度は、貴協議会発行の「THE社会人」を就職希望者全員に配布するとともに、来年度は、貴協議会と協力して「THE社会人ダイジェスト版」を作成し、卒業後の進路に関わらず、高校3年生全員に配布する予定である。

2012年度労働者福祉の充実に関する要請書(財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

要請事項	担当部局	回 答
(4) 経済的事情による教育格差を解消するため、給付型奨学金の新設など諸政策をさらに推進されたい。	・教育委員会(人権教育課)	高校に係る奨学金については、厳しい経済・雇用情勢を考慮し、十分な新規貸与枠(835名分)を確保し、所得要件(父、母、本人、弟又は妹の4人世帯の場合、年間世帯所得約800万円以内)を満たしている申請者全員を奨学生に決定しているところ。 また、平成22年度から授業料無償化が開始されたが、授業料以外の負担を考慮し、貸与月額を減額することなく継続している。 なお、国において、給付型奨学金の創設を含め、平成26年度からの高校生の修学支援方策について平成25年度中に総合的に検討されるとのことであり、本県として平成25年1月に給付型奨学金の創設について国へ要望したところである。 引き続き、修学支援の拡充について国に要望したい。
3. 生活就労支援体制の構築について		
(1) 生活困窮者の貧困・社会的孤立からの脱却や、「貧困の連鎖」の防止を促進するため、国の「生活支援戦略」にあわせて、県内においても、民間とも協働して総合的な相談窓口の整備や、「包括的かつ「伴走型」の生活就労支援体制の構築を図られたい。	・福祉保健部(福祉保健課) ・商工労働部(雇用人材総室雇用就業支援室)	現在、生活圏域ごとに設置されたハローワークのほか、本県でも、若者仕事ぶらざやミドル・シニア仕事ぶらざ、鳥取県ふるさとハローワーク、障害者就業・生活支援センターを設置し、就業支援員等によるマンツーマンできめ細やかな就業支援に取り組んでいる。 また、生活困窮者の自立促進についても、住宅手当緊急特別措置事業の実施や市町村とハローワークが一体となった就労支援の推進等を行っており、鳥取県社会福祉協議会においても生活福祉資金(総合支援資金)の貸付け等の取り組みを行っている。 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、国において社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し、平成25年1月25日には報告書の取りまとめを行い、新たな生活困窮者支援制度についても様々な提言を行っている。 県としても、生活困窮者からの相談を受け、自立に向け包括的な支援を実施できるネットワークづくり等「新たな生活困窮者対策」の実施の可能性について、関係団体との意見交換や他県(島根県等)への視察も行いながら研究していくこととしている。
(2) 餓死・孤立死が相次いでいることから、地域において早期に発見し適切な相談機関につなげることができるよう、行政、支援団体、専門家、ライフライン関係者など幅広い連携・協体制を構築されたい。 ① 水道局と生活支援担当課に滞納者の情報連携を行い、生活・就労支援につなげるよう厚生労働省の通知を徹底する。 ② 民間業者(ガス・電気)に対しては、個人情報保護法・条例の適切な解釈・運用を行うことの趣旨を徹底するとともに、現在の行政窓口紹介に加えて、よりそいホットライン等への連絡先告知を行うよう協力要請する。 ③ 民間支援団体とも連携しアウトリーチできるよう地域のネットワークの構築を図られたい。	・福祉保健部(福祉保健課)	県としても、方が一にも「孤立死」が発生することのないよう、電力事業者等と要保護者の発見・把握について連携して対応を検討したり、企業・市町村と連携した高齢者の見守り活動等を実施し、地域の見守りネットワークの構築を推進している。 具体的には、中国電力の窓口に福祉関係相談案内チラシを配置するとともに、各福祉事務所、市町村及び民生児童委員協議会に対して、関係機関と連携して生活困窮者の把握に努めるよう助言しており、民間支援団体との見守りネットワークの例としては、新聞、生協、宅配、ヤクルト等の企業と協定を締結し、高齢者等の見守りを実施している。 更に、平成24年8月には、マンション・アパート等の賃貸住宅において、支援が必要な方への見守りについて、民生委員・児童委員が関わることができるよう、「賃貸住宅あんしん見守り活動協定」を締結したところ。 平成24年4月には、厚生労働省へ経済産業省との連携強化を要望するとともに、平成24年7月の中・四国民生主管部長会議では、中国電力管内の各県の状況を確認し、歩調をあわせて協力要請することを議題として提案している。 県内では2町を除いて市町村に福祉事務所が開設されており、水道部局、住宅部局、税務部局との連携が容易になっている旨を確認しているが、今後も監査や会議等を通じて、関係機関との幅広い連携について要請していくとともに、ライフライン事業者との意見交換を行う等、より連携を深め、「孤立死」が発生することのないような体制の構築を検討することとしている。
4. 中小企業勤労者の福祉に対する支援について		
中小企業勤労者福祉サービスセンターは中小企業の福利厚生分野の役割を担い設立された組織で、県内では鳥取市、米子市に設置されています。 利用については両市に限定した事業となっており、全県での利用の広域化を行うため各市町村への働きかけを行うよう要請する。	・商工労働部(雇用人材総室労働政策室)	中小企業単独では実施が困難な福利厚生を担っている中小企業勤労者福祉サービスセンター利用の広域化が進むことは、勤労者福祉向上の観点からも望ましいことである。現在、米子市勤労者福祉サービスセンターは対象範囲を境港市、西伯郡、日野郡に拡大、鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンターも県東部地域を事業範囲としており、今後も各センターと関係市町が利用の広域化へ向け主体的に取り組むことを期待したい。 本県では、勤労者福祉向上のための施策の一つとして、全県をカバーして積極的に活動を行っている鳥取県労働者福祉協議会に対し、勤労者福祉に関わる事業への支援(補助金)を実施しているところである。引き続き同会と情報の共有、連携の強化を図りつつ、中小企業勤労者の福祉向上につながる取組を行ってきたい。